

令和6年度第2回江別市営住宅運営委員会会議録要旨

日 時 ・ 場 所	令和7年1月30日(木) 10:00~10:50 市民会館32号室
出 席 者	委員長／堀委員 委 員／飯塚委員、小林正枝委員、小林好子委員、渡部委員、 佐竹委員、表委員 傍聴者／1名
事 務 局	建設部次長、建築住宅課長、住宅係長、住宅係
<p>事務局 開会 建設部次長 挨拶 委員長 それでは、報告事項について事務局から説明願う。</p> <p>事務局 報告事項（I）について資料に基づき説明 委員長 以上の報告について質問はあるか。</p> <p>飯塚委員 今回の民法改正の内容について詳しく聞きたい。</p> <p>事務局 今回の民法改正は主に債権規定の改正であり、個人間保証において極度額を設定するもの。また、極度額を設定しない保証契約は無効となるもの。</p> <p>飯塚委員 極度額の設定額は。</p> <p>事務局 市では、極度額は30万円と設定している。これは、法的措置対象者の候補者を判断する際の基準額と同額である。</p> <p>表委員 緊急連絡先を登録する場合、例えば年齢制限等どのような要件を設けるのか。</p> <p>事務局 今のところ年齢制限を設ける予定はなく、想定している要件は、近郊にお住まいの方、同居の親族以外の方を想定している。一度登録いただいた方は、無期限で緊急連絡先としての役割を担っていただく。</p> <p>表委員 緊急連絡先の方が高齢の場合、緊急的な対応が難しい場合が想定されるが、そういった場合の対応も検討願いたい。</p>	

事務局

入居者は毎年収入申告を提出する必要がある、その際に緊急連絡先の方の状況についてヒアリングしながら対応していきたい。

飯塚委員

緊急連絡先に求める対応はどのようなものか。

事務局

緊急連絡先の方に求める対応は、火災等の災害や入居者の安否確認時に入居者の居場所の確認、鍵や窓を壊して入室することの許可が主な内容となる。

委員長

報告事項（１）についての説明は以上で終了します。

次に、次第４のその他について事務局から説明願う。

事務局

その他、あけぼの団地の建て替え構想について資料に基づき説明

佐竹委員

あけぼの団地の耐用年限は。

事務局

あけぼの団地の耐用年限は簡易耐火平屋型が 30 年、2 階建て型が 45 年となっている。

佐竹委員

耐用年限が過ぎている中で最も古い住宅のエリアから建て替えるのか。

事務局

その方向で検討していく。

小林（正）委員

高齢者が安心して生活でき、子育て世帯も便利な団地とあるが、公共交通機関の整備についてはどのように考えているか。

事務局

あけぼの団地の周辺には、福祉施設や子育て施設があり、地域の特性を活かした魅力ある再整備に取り組む。また、交通の利便性については、今後立ち上げを予定する策定委員会で専門的な意見を聴取し、市の関係部局とも連携しながら検討したい。

小林（正）委員

住宅セーフティネットの観点から、あけぼの団地に限らず、市営住宅の各団地に民生委員を配置できるよう、福祉部局と連携して対応することを要望する。

事務局

今後、検討していく。

渡部委員

再整備のスケジュールについて、着工までに3年かかる予定だが、多くの住戸が耐用年限を過ぎており、その間に大雪や災害等で住宅が被害を受けたときの修繕は市が行うのか。

事務局

住宅が災害等により損壊した場合は、市が適正な予算を確保し修繕を行う。

小林（好）議員

入居者の高齢化が課題と考えるが、再整備するあけぼの団地には会館等を建設し、高齢者や子育て世帯向けの活動を行う、定期的に訪問診療を行う等は検討しているか。

事務局

現在のあけぼの団地内には会館があり、他の団地にも同様の会館があるため整備する予定であるが、規模や機能等は策定委員会の中で議題に取り上げたい。

委員長

その他なければ、第2回市営住宅運営委員会を終了する。